

社援発第1002001号  
平成18年10月2日  
一部改正 社援発0115第1号  
平成25年1月15日  
一部改正 社援発0329第66号  
平成25年3月29日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

#### 就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて

障害者自立支援法に基づく就労支援等の事業の会計処理については、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知。以下、「平成18年通知」という。）により取扱われているところであるが、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727号第1号、社援発0727号第1号、老発0727号第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、老健局長連名通知）が発出され、平成24年4月から社会福祉法人が行う全ての事業が社会福祉法人会計基準の適用対象となったことから、平成18年通知の別紙「就労支援の事業の会計処理の基準」を別紙のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとし、また、本改正に伴う経過措置を設けることとするので通知する。貴職におかれでは、管内市町村、関係機関及び関係団体・施設等にその周知徹底を図るとともに、その処理に遺憾のないようにされたい。

## 別 紙

### 就労支援の事業の会計処理の基準

#### 第一 総則

##### 1 趣旨

就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型（以下「就労支援」という。）の事業における会計については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）（以下「指定基準」という。）において、指定事業所又は指定障害者支援施設（以下「指定事業所等」という。）ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められているところである。社会福祉法人が行う就労支援の事業における会計については、新たな社会福祉法人会計基準（以下「新社会福祉法人会計基準」という。）の定めるところによるが、社会福祉法人以外の法人が行う就労支援の事業の具体的な会計処理に関する取扱いについては、「就労支援の事業の会計処理の基準」（以下「就労支援事業会計処理基準」という。）の定めるところによるものとする。

なお、就労支援事業会計処理基準に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。

##### 2 対象範囲

（1）就労支援事業会計処理の対象とする事業の範囲は、次の①又は②のうち、社会福祉法人以外の法人が行う事業とする。ただし、地方公共団体から委託された事業において、特段の定めがある場合はこの限りではない。

###### ① 指定障害福祉サービス事業所の場合

- ア 指定障害福祉サービス基準第174条に定める指定就労移行支援の事業
- イ 指定障害福祉サービス基準第185条に定める指定就労継続支援A型の事業
- ウ 指定障害福祉サービス基準第198条に定める指定就労継続支援B型の事業

###### ② 指定障害者支援施設の場合

- ア 就労移行支援を行う場合
- イ 就労継続支援A型を行う場合
- ウ 就労継続支援B型を行う場合

（2）指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型事業所においては、上記(1)の①のアからウまで、指定障害者支援施設基準第2条第16号に定める昼間実施サービスを複数行う指定障害者支援施設においては、上記(1)の②のアからウまでの事業。

(3) 指定障害福祉サービス基準第77条に定める指定生活介護又は指定障害者支援施設が行う生活介護において、同令第84条又は指定障害者支援施設基準第28条に定める生産活動を実施する場合については、就労支援事業会計処理基準により経理することができるものとする。なお、多機能型事業所又は昼間実施サービスを複数行う指定障害者支援施設（以下「多機能型事業所等」という。）において実施する場合についても、同様の取り扱いとする。

## 第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律下における就労支援事業に係る会計処理について

### 1. 就労支援事業会計処理基準の基本的な考え方

#### (1) 制定の経緯

##### ア 平成18年基準制定時の考え方

就労支援の事業（以下「就労支援事業」という。）を行う指定事業所等（以下「就労支援事業所等」という。）は、指定基準において、授産施設同様、製品製造等の就労支援事業活動により得た就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した金額を工賃として利用者へ支払うこととされていることから、適正な利用者工賃の算出をするため、製品製造過程等における適切な製造原価等の把握が必要となる。

さらに、今回の法の施行により、就労継続支援B型において目標工賃達成加算が創設されたこと等により、工賃の算出に当っての原価管理の重要性が増大している。

また、就労支援事業の運営主体が緩和され、社会福祉法人以外の法人におけるサービス提供が可能となったところであるが、授産施設会計処理基準においては社会福祉法人のみを適用対象としていた。

このような状況下において、法人の種別に関係なく、就労支援事業を実施する全ての法人が適用する会計処理の取扱いを明示するために、就労支援事業における原価管理の重要性を勘案し、就労支援事業会計処理基準として取りまとめたものである。

##### イ 平成24年改正における考え方

###### (ア) 新社会福祉法人会計基準の制定

社会福祉法人の会計処理については、「就労支援事業会計処理基準」を含め、「社会福祉法人会計基準」の他に様々な会計ルールが併存していたことから、会計処理の基準を一元化することとし、社会福祉法人会計基準、就労支援事業会計処理基準、公益法人会計基準、企業会計原則等を参考として、平成23年7月23日付けで、新社会福祉法人会計基準が制定されたところである。

###### (イ) 新社会福祉法人会計基準の制定を踏まえた就労支援事業会計処理基準の取扱い

新社会福祉法人会計基準の制定に伴い、社会福祉法人が行う就労支援事業に関する会計処理については、新社会福祉法人会計基準によることとされたことにより、就労支援事業会計基準は、社会福祉法人以外が行う就労支援事業に関する会計処理の基準と位置付けが変更されるものであるが、新社会福祉法人会計基準における就労支援事業の会計処理に関する取扱いについては、就労支援事業会計基準の他、公益法人会計

基準、企業会計原則等を参考として定められたものであるから、就労支援事業会計処理基準についても、新社会福祉法人会計基準における就労支援事業の取扱いに概ね準じた改正を行うこととする。

- (2) 就労支援事業のいずれかのみを実施する指定事業所等（多機能型事業所等を除く。以下「通常の事業所等」という。）においては、就労支援事業に関する経理を区分し、多機能型事業所等においては、各指定事業所等毎に経理を区分し、並びに各就労支援事業毎にサービス区分を設けるものとする。
- (3) 就労支援事業所等（生活介護において生産活動を行っている場合であって、就労支援事業会計処理基準に基づく会計処理を行う場合を含む。）を運営する法人は就労支援事業事業活動計算書（別紙1）（就労支援事業損益計算書、就労支援事業正味財産増減計算書等を含む。）を作成するとともに、複数の就労支援事業所等を運営する場合には、当該事業の損益状況等を把握するため、併せて就労支援事業事業活動内訳表（別紙2）を作成するものとする。  
なお、制度上、事業活動計算書（損益計算書、正味財産増減計算書等を含む。）を作成することとされていない法人については、就労支援事業事業活動計算書及び就労支援事業事業活動内訳表に代えて、就労支援事業に関する資金収支計算書等（（4）の明細書に相当するものを含む。）を作成すれば足りるものとする。
- (4) 就労支援事業の各サービス区分毎の損益状況を把握するため、（表1）「就労支援事業別事業活動明細書」（就労支援事業別損益計算書、就労支援事業別正味財産増減計算書等を含む。）を作成するものとする。  
また、原価管理の観点から、（表1）「就労支援事業別事業活動明細書」の明細表として、（表2）「就労支援事業製造原価明細書」、（表3）「就労支援事業販管費明細書」を作成するものとする。
- (5) 将来にわたり安定的に工賃を支給し、又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、一定の条件の下に工賃変動積立金、設備等整備積立金を積み立てができるものとする。

## 2 通常の事業所等における会計処理について

- (1) 就労支援事業別事業活動明細書の作成

就労支援事業事業活動内訳表（別紙2）のA事業所（例：就労移行支援のみ）、B事業所（例：就労継続支援A型のみ）、C事業所（例：就労継続支援B型のみ）について、就労支援事業の各サービス区分毎の損益状況を把握するため、以下の（表1）「就労支援事業別事業活動明細書」を作成するものとする。

（表1）就労支援事業別事業活動明細書

(表1) 就労支援事業別事業活動明細書

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目		合 計	〇〇作業	△△作業
収 益	就労支援事業収益			
	就労支援事業活動収益計			
費 用	就労支援事業販売原価 期首製品（商品）棚卸高 当期就労支援事業製造原価 当期就労支援事業仕入高			
	合 計			
	期末製品（商品）棚卸高			
	差 引			
	就労支援事業販管費			
	就労支援事業活動費用計			
	就労支援事業活動増減差額			

就労支援事業には、就労支援事業所等で製造した製品を販売する場合と、当該就労支援事業所等以外で製造した商品を仕入れ、販売する場合がある。

製造した製品を販売する場合、(表1)「就労支援事業別事業活動明細書」上の就労支援事業販売原価は、期首製品棚卸高に後述する(表2)「就労支援事業製造原価明細書」で計算された当期就労支援事業製造原価を加算し、期末製品棚卸高を控除して計算される。さらに、製品の販売のために支出された金額は、就労支援事業販管費に計上される。

また、就労支援事業の利用者は、製造業務に携わる者と販売業務に携わる者に区分されるが、製造業務に携わる者に支給された利用者賃金及び利用者工賃は、(表2)「就労支援事業製造原価明細書」に計上され、販売業務に携わる者に支給された利用者賃金及び利用者工賃は、(表3)「就労支援事業販管費明細書」に計上される。さらに、就労支援事業に従事する職業指導員等(以下「就労支援事業指導員等」という。)も製造業務に携わる者と販売業務に携わる者に区分されるが、利用者賃金及び利用者工賃同様、製造業務に係る就労支援事業指導員等に支給された給与、退職金及び退職給与引当金繰入は、(表2)「就労支援事業製造原価明細書」に計上され、販売業務に係る就労支援事業指導員等に支給された給与、退職金及び退職給与引当金繰入は、(表3)「就労支援事業販管費明細書」に計上される。

商品を仕入れて販売する場合、(表1)「就労支援事業別事業活動明細書」上の就労支援事業販売原価は、期首商品棚卸高に当期就労支援事業仕入高を加算し、期末商品棚卸高を控除して計算される。さらに、商品の販売のために支出された金額は、就労支援事業販管費に計上される。また、就労支援事業の利用者は、販売に携わる者のみ

であるため、それらの者に支給された利用者賃金及び利用者工賃は、(表3)「就労支援事業販管費明細書」に計上される。就労支援事業指導員等に関しても同様である。

## (2) 就労支援事業製造原価明細書、就労支援事業販管費明細書の作成

(表1)「就労支援事業別事業活動明細書」の「当期就労支援事業製造原価」及び「就労支援事業販管費」に関して、(表2)「就労支援事業製造原価明細書」、(表3)「就労支援事業販管費明細書」を作成するものとする。

なお、(表2)「就労支援事業製造原価明細書」及び(表3)「就労支援事業販管費明細書」について、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略することができる((表4)「就労支援事業明細書」を作成する場合も上記の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、同様に作業種別毎の区分を省略することができる。)。

この場合において、(表1)「就労支援事業別事業活動明細書」を作成の際には、作業種別毎の区分は不要とする。

また、就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、(表2)「就労支援事業製造原価明細書」及び(表3)「就労支援事業販管費明細書」の作成に替えて、(表4)「就労支援事業明細書」を作成すれば足りることとする。

なお、この場合において、事業活動計算書上は、「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成する。また、(表1)「就労支援事業別事業活動明細書」を作成の際には、同明細書上の「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成するものとする。

## (表2) 就労支援事業製造原価明細書

(表2) 就労支援事業製造原価明細書

自 平成○年○月○日 至 平成○年○月○日

勘定科目	合 計	○○作業	△△作業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高			
計			
3. 期末材料棚卸高			
当期材料費			
II 労務費			
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			

4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入 5. 就労支援事業指導員等退職給付費用 6. 法定福利費 当期労務費 <b>III 外注加工費</b> (うち内部外注加工費) 当期外注加工費 <b>IV 経費</b> 1. 福利厚生費 2. 旅費交通費 3. 器具什器費 4. 消耗品費 5. 印刷製本費 6. 水道光熱費 7. 燃料費 8. 修繕費 9. 通信運搬費 10. 会議費 11. 損害保険料 12. 賃借料 13. 図書・教育費 14. 租税公課 15. 減価償却費 16. 国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目） 17. 雜費 当期経費 当期就労支援事業製造総費用 期首仕掛品棚卸高 合　　計 期末仕掛品棚卸高 当期就労支援事業製造原価			
--	--	--	--

(表3) 就労支援事業販管費明細書

(表3) 就労支援事業販管費明細書

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目	合　　計	〇〇作業	△△作業
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			

3. 就労支援事業指導員等給与 4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入 5. 就労支援事業指導員等退職給付費用 6. 法定福利費 7. 福利厚生費 8. 旅費交通費 9. 器具什器費 10. 消耗品費 11. 印刷製本費 12. 水道光熱費 13. 燃料費 14. 修繕費 15. 通信運搬費 16. 受注活動費 17. 会議費 18. 損害保険料 19. 貸借料 20. 図書・教育費 21. 租税公課 22. 減価償却費 23. 国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目） 24. 徴収不能引当金繰入額 25. 徴収不能額 26. 雑費  就労支援事業販管費合計			
--	--	--	--

(表4) 就労支援事業明細書

(表4) 就労支援事業明細書

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目	合計	〇〇作業	△△作業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高			
計			
3. 期末材料棚卸高			
当期材料費			
II 勤務費			
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			

<p>3. 就労支援事業指導員等給与</p> <p>4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入</p> <p>5. 就労支援事業指導員等退職給付費用</p> <p>6. 法定福利費</p> <p style="text-align: center;">当期労務費</p> <p>III 外注加工費</p> <p>(うち内部外注加工費)</p> <p style="text-align: center;">当期外注加工費</p> <p>IV 経費</p> <p>1. 福利厚生費</p> <p>2. 旅費交通費</p> <p>3. 器具什器費</p> <p>4. 消耗品費</p> <p>5. 印刷製本費</p> <p>6. 水道光熱費</p> <p>7. 燃料費</p> <p>8. 修繕費</p> <p>9. 通信運搬費</p> <p>10. 受注活動費</p> <p>11. 会議費</p> <p>12. 損害保険料</p> <p>13. 賃借料</p> <p>14. 図書・教育費</p> <p>15. 租税公課</p> <p>16. 減価償却費</p> <p>17. 国庫負担金等特別積立金取崩額（控除項目）</p> <p>18. 徴収不能引当金繰入額</p> <p>19. 徴収不能額</p> <p>20. 雜費</p> <p style="text-align: center;">当期経費</p> <p style="text-align: center;">当期就労支援総事業費</p> <p style="text-align: center;">期首仕掛け品棚卸高</p> <p style="text-align: center;">合計</p> <p style="text-align: center;">期末仕掛け品棚卸高</p> <p style="text-align: center;">就労支援事業費</p>			
--	--	--	--

### 3. 多機能型事業所等における会計処理について

(1) 就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）の作成

就労支援事業事業活動内訳表（別紙2）のA事業所（例：就労移行支援、就労継続支援A型、及び就労継続支援B型の多機能型事業所）、B事業所（例：多機能型事業所）、C事業所（例：多機能型事業所）について、就労支援事業の各サービス区分毎の損益状況を把握するため、以下の（表5）「就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）」を作成するものとする。

（表5）就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）

（表5）就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）

自 平成○年○月○日 至 平成○年○月○日

勘定科目		合計	A 事業所								
			就労移行支援			就労継続支援 A型			就労継続支援 B型		
			小計	○○ 作業	△△ 作業	小計	○○ 作業	△△ 作業	小計	○○ 作業	△△ 作業
収益	就労支援事業収益										
	就労支援事業活動収益計										
費用	就労支援事業販売原価 期首製品（商品）棚卸高 当期就労支援事業製造原価 当期就労支援事業仕入高 合 計 期末製品（商品）棚卸高 差 引 販売費及び一般管理費 徴収不能額 引当金繰入										
	就労支援事業活動費用計										
	就労支援事業活動増減差額										

就労支援事業には、就労支援事業所等で製造した製品を販売する場合と、当該就労支援事業所等以外で製造した商品を仕入れ、販売する場合がある。

製造した製品を販売する場合、（表5）「就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）」上の就労支援事業販売原価は、期首製品棚卸高に後述する（表6）「就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）」で計算された当期就労支援事業製造原価を加算し、期末製品棚卸高を控除して計算される。さらに、製品の販売のために支出された金額は、就労支援事業販管費に計上される。また、就労支援事業の利

用者は、製造業務に携わる者と販売業務に携わる者に区分されるが、製造業務に携わる者に支給された利用者賃金及び利用者工賃は、(表6)「就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）」に計上され、販売業務に携わる者に支給された利用者賃金及び利用者工賃は、(表7)「就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）」に計上される。さらに、就労支援事業指導員等も製造業務に携わる者と販売業務に携わる者に区分されるが、利用者賃金及び利用者工賃同様、製造業務に係る就労支援事業指導員等に支給された給与、退職金及び退職給与引当金繰入は、(表6)「就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）」に計上され、販売業務に係る就労支援事業指導員等に支給された給与、退職金及び退職給与引当金繰入は、(表7)「就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）」に計上される。

商品を仕入れて販売する場合、(表5)「就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）」上の就労支援事業販売原価は、期首商品棚卸高に当期商品仕入高を加算し、期末商品棚卸高を控除して計算される。さらに、商品の販売のために支出された金額は、就労支援事業販管費に計上される。また、就労支援事業の利用者は、販売に携わる者のみであるため、それらの者に支給された利用者賃金及び利用者工賃は、(表7)「就労支援事業販管費明細書」に計上される。就労支援事業指導員等に関しても同様である。

## (2) 就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）、及び就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）の作成

(表5)「就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）」の「当期就労支援事業製造原価」及び「就労支援事業販管費」に関して、各々(表6)「就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）」及び(表7)「就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）」を作成するものとする。

なお、(表6)「就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）」及び(表7)「就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）」について、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略することができる((表8)「就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）」を作成する場合も上記の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、同様に作業種別毎の区分を省略することができる。)。

この場合において、(表5)「就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）」を作成の際には、作業区分毎の区分は不要とする。

また、各サービス区分毎に定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、(表6)「就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）」及び(表7)「就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）」の作成に替えて、(表8)「就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）」を作成すれば足りることとする。

なお、この場合において、事業活動計算書上は、「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成する。また、

(表5)「就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）」を作成の際には、同明細書上の「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成するものとする。

(表6) 就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）

(表6) 就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目	合計	A 事業所							
		就労移行支援			就労継続支援 A型			就労継続支援 B型	
		小計	○○ 作業	△△ 作業	小計	○○ 作業	△△ 作業	小計	○○ 作業
I 材料費									
1. 期首材料棚卸高									
2. 当期材料仕入高									
計									
3. 期末材料棚卸高									
当期材料費									
II 労務費									
1. 利用者賃金									
2. 利用者工賃									
3. 就労支援事業指導員等給与									
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入									
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用									
6. 法定福利費									
当期労務費									
III 外注加工費									
(うち内部外注加工費)									
当期外注加工費									
IV 経費									
1. 福利厚生費									
2. 旅費交通費									
3. 器具什器費									
4. 消耗品費									
5. 印刷製本費									
6. 水道光熱費									
7. 燃料費									
8. 修繕費									
9. 通信運搬費									
10. 会議費									

11. 損害保険料											
12. 貸借料											
13. 図書・教育費											
14. 租税公課											
15. 減価償却費											
16. 国庫補助金等特別積立金取崩額  (控除項目)											
17. 雜費											
当期経費											
当期就労支援事業製造総費用											
期首仕掛品棚卸高											
合 計											
期末仕掛品棚卸高											
当期就労支援事業製造原価											

(表7) 就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）

(表7) 就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）

自 平成○年○月○日 至 平成○年○月○日

勘定科目	合計	A 事業所								
		就労移行支援			就労継続支援 A型			就労継続支援 B型		
		小計	○○ 作業	△△ 作業	小計	○○ 作業	△△ 作業	小計	○○ 作業	△△ 作業
1. 利用者賃金										
2. 利用者工賃										
3. 就労支援事業指導員等給与										
4. 就労支援事業指導員等賞与引当 金繰入										
5. 就労支援事業指導員等退職給付 費用										
6. 法定福利費										
7. 福利厚生費										
8. 旅費交通費										
9. 器具什器費										
10. 消耗品費										
11. 印刷製本費										
12. 水道光熱費										
13. 燃料費										

14. 修繕費											
15. 通信運搬費											
16. 受注活動費											
17. 会議費											
18. 損害保険料											
19. 貸借料											
20. 図書・教育費											
21. 租税公課											
22. 減価償却費											
23. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)											
24. 徴収不能引当金繰入額											
25. 徴収不能額											
26. 雜費											
就労支援事業販管費合計											

(表8) 就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）

(表8) 就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目	合計	A 事 業 所								
		就労移行支援			就労継続支援 A型			就労継続支援 B型		
		小計	○○作業	△△作業	小計	○○作業	△△作業	小計	○○作業	△△作業
I 材料費										
1. 期首材料棚卸高										
2. 当期材料仕入高										
計										
3. 期末材料棚卸高										
当期材料費										
II 勞務費										
1. 利用者賃金										
2. 利用者工賃										
3. 就労支援事業指導員等給与										
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入										
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用										
6. 法定福利費										
当期労務費										

<p>III 外注加工費</p> <p>(うち内部外注加工費)</p> <p>当期外注加工費</p> <p>IV 経費</p> <p>1. 福利厚生費</p> <p>2. 旅費交通費</p> <p>3. 器具什器費</p> <p>4. 消耗品費</p> <p>5. 印刷製本費</p> <p>6. 水道光熱費</p> <p>7. 燃料費</p> <p>8. 修繕費</p> <p>9. 通信運搬費</p> <p>10. 受注活動費</p> <p>11. 会議費</p> <p>12. 損害保険料</p> <p>13. 貸借料</p> <p>14. 図書・教育費</p> <p>15. 租税公課</p> <p>16. 減価償却費</p> <p>17. 国庫負担金等特別積立金取 崩額（控除項目）</p> <p>18. 徴収不能引当金繰入額</p> <p>19. 徴収不能額</p> <p>20. 雑費</p> <p>当期経費</p> <p>当期就労支援総事業費</p> <p>期首仕掛け品棚卸高</p> <p>合計</p> <p>期末仕掛け品棚卸高</p> <p>就労支援事業費</p>								
--	--	--	--	--	--	--	--	--

### (3) 共通費の按分

複数の事業に共通する支出に係る按分方法等については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知)に準ずるものとするが、これにより難い場合は、当該通知とは別に実態に即した合理的な按分方法によることとして差し支えない。

### 4. 積立金の積み立てについて

(1) 就労支援事業については、就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないものとしていることから、原則として剰余金は発生せず、就労支援事業事業活動計算書（別紙1）における「就労支援事業活動増減差額」は生じないものであるが、将来にわたって安定的に工賃を支給するため又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、次のような特定の目的の支出に備えるため、理事会の議決に基づき就労支援事業事業活動計算書（別紙1）の当期末繰越活動増減差額から一定の金額を次の積立金として計上することができるものとする。また、積立金を計上する場合には、同額の積立資産を計上することによりその存在を明らかにしなければならない。この場合、積立金及びそれに対応する積立資産の増加及び減少状況を示す明細表として、その他の積立金明細表（別紙3）及びその他の積立資産明細表（別紙4）を作成することとする。

なお、次の積立金は、当該年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払額が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払実績額を下回らない場合に限り、計上できるものとする。

## (2) 工賃変動積立金

毎会計年度、一定の工賃水準を利用者に保障するため、将来の一定の工賃水準を下回る工賃の補填に備え、次に掲げる各事業年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において、「工賃変動積立金」を計上できるものとする。

- 各事業年度における積立額：過去3年間の平均工賃の10%以内
- 積立額の上限額：過去3年間の平均工賃の50%以内

なお、保障すべき一定の工賃水準とは、過去3年間の最低工賃（天災等により工賃が大幅に減少した年度を除く。）とし、これを下回った年度については、理事会の議決に基づき工賃変動積立金及び工賃変動積立資産を取り崩して工賃を補填し、補填された工賃を利用者に支給するものとする。

## (3) 設備等整備積立金

就労支援事業を安定的かつ円滑に継続するため、就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等の導入のための資金需要に対応するため、次に掲げる各事業年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において、設備等整備積立金を計上できるものとする。

- 各事業年度における積立額：就労支援事業収入の10%以内
- 積立額の上限額：就労支援事業資産の取得価額の75%以内

なお、設備等整備積立金の積み立てにあっては、施設の大規模改修への国庫補助、高齢・障害・求職者雇用支援機構の助成金に留意することとし、設備等整備積立金により就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等を導入した場合には、対応する積立金及び積立資産を取り崩すものとする。

## (4) 積立金の流用及び繰替使用

- ① 積立金は、上述のとおり、一定の工賃水準の保障、就労支援事業の安定的かつ円

滑な継続という特定の目的のために、一定の条件の下に認められるものであることから、その他の目的のための支出への流用（積立金の流用とは、積立金の取り崩しではなく、積立金に対応して設定した積立資産の取崩しをいう。）は認められない。

- ② しかしながら、今後、就労支援事業に伴う自立支援給付費収入の受取時期が、請求及びその審査等に一定の時間を要し、事業の実施月から見て2ヶ月以上遅延する場合が想定されることから、このような場合に限り、上述の積立金に対応する資金の一部を一時繰替使用することができるものとする。
- ③ ただし、繰替えて使用した資金は、自立支援給付費収入により必ず補填することとし、積立金の目的の達成に支障を来さないように留意すること。

## 5. 平成23年度以前から就労支援事業を実施している法人に関する経過措置

- （1）就労支援事業を実施し、平成23年度において授産施設会計基準を適用している社会福祉法人で、平成24年4月1日以降、社会福祉法人会計基準により難い事業所にあっては、平成27年3月31日までの間、なお従前から採用している会計の基準である授産施設会計基準を適用することとしても差し支えない。
- （2）就労支援事業を実施し、平成23年度において就労支援事業会計処理基準を適用している社会福祉法人で、平成24年4月1日以降、社会福祉法人会計基準により難い事業所にあっては、平成27年3月31日までの間、なお従前から採用している会計の基準である平成24年4月改正前の就労支援事業会計処理基準を引き続き適用することとしても差し支えない。
- （3）就労支援事業を実施し、平成23年度において就労支援事業会計処理基準を適用している社会福祉法人以外の法人で、改正後の就労支援事業会計処理基準により難い事業所にあっては、平成27年3月31日以前に開始する事業年度までの間、従前の就労支援事業会計処理基準を引き続き適用することとしても差し支えない。
- （4）平成24年度において、就労支援事業会計処理基準の改正日までに就労支援事業を開始した社会福祉法人以外の法人で、改正後の就労支援事業会計処理基準により難い事業所にあっては、平成27年3月31日以前に開始する事業年度までの間、従前の就労支援事業会計処理基準を適用することとしても差し支えない。

# 「就労支援の事業の会計処理の基準」

の改正に係る留意事項等の説明

平成25年1月15日

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課

# 目 次

1. 今回「就労支援の事業の会計処理の基準を改正した目的は。	1
2. 平成18年10月以前から授産事業を実施している場合等の、今回の就労支援事業会計基準の適用時期の考え方について。	2
3. 就労支援事業会計処理基準の改正概要について。	3
4. 就労支援事業明細書について。	5
5. 一般の民間法人が就労支援事業を実施する場合には、具体的にどのような会計処理が必要となるのか。	6
6. 医療法人が就労支援事業を実施する場合には、具体的にどのような会計処理が必要となるのか。	9
7. NPO法人が就労支援事業を実施する場合には、具体的にどのような会計処理が必要となるのか。	14
8. 公益法人が就労支援事業を実施する場合には、具体的にどのような会計処理が必要となるのか。	18
9. 利用者賃金と利用者工賃との違いは何か。	22
10. 受注活動費とは何か。	22
11. 内部外注加工費とは何か。	23
12. 製造を行っている事業所においては、利用者は製造と販売の両方に関わっている事が多く、製造原価と販売費の按分が難しい。	23
13. 「引当金」の対象は何か。	24

14. 平均工賃の意味と、積立額の上限の考え方如何。	25
15. これらの積立金が相互に流用できないのは何故か。	26
16. この2つの積立金以外には、積立金の計上はできないのか。	27
17. 積立金及び積立預金の積み立ては、いつの時点で積み立てるのか。	27

※ 前回事務連絡『「就労支援の事業の会計処理の基準」の留意事項等の説明』（平成18年11月13日付け）の内容を、新たな社会福祉法人会計基準（平成23年7月27日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の内容等も踏まえ、加除修正等を行った。

なお、障害者自立支援法に基づく就労支援事業の勘定科目については、別途整理の上、お示しする予定。

1. 今回、「就労支援の事業の会計処理の基準」を改正した目的は。

( 答 )

1. 『就労支援の事業の会計処理の基準（以下「就労支援事業会計処理基準」という。）』は、平成18年10月の障害者自立支援法の本格施行に伴い、従来の授産事業及び福祉工場に代わり、新たに就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型が新たに創設されたこと等の理由により、法人の種別に関係なく、就労支援事業を実施する全ての法人が適用する会計処理の取扱いを明示するため、取りまとめたものです。

こうした中、社会福祉法人の会計処理について、就労支援事業会計処理基準を含め、様々な会計ルールが存在していたことから、会計処理の基準を一元化し、社会福祉法人会計基準、就労支援事業会計基準、公益法人会計基準、企業会計原則等を参考として、平成23年7月23日付で、新たな社会福祉法人会計基準「以下「新社会福祉法人会計基準」という。」が制定されました。

この新社会福祉法人会計基準の制定に伴い、社会福祉法人が行う就労支援事業に関する会計処理については、新社会福祉法人会計基準によることとされましたが、就労支援事業会計処理基準については、社会福祉法人以外の就労支援事業を行う法人を引き続き対象とするため、社会福祉法人に関する記載は削除しつつ、内容については、新社会福祉法人会計基準における就労支援事業の取扱いに概ね準じた取扱いに改正を行うこととしたものです。

2. 平成18年10月以前から授産事業を実施している場合等の、  
今回の就労支援事業会計基準の適用時期の考え方について。

( 答 )

1. 平成18年10月以前より授産事業を実施している社会福祉法人で、平成24年4月1日までに就労支援事業に移行し、同日以降において、新社会福祉法人会計基準により難い事業所については、平成27年3月31日までの間、従前から採用している授産会計処理基準を適用することとしても差し支えありません。

(新社会福祉法人会計基準と並びの取扱いとなっております。)

2. 平成23年度までに、就労支援事業会計基準を適用している社会福祉法人で、平成24年4月1日以降において、社会福祉法人会計基準により難い事業所にあっては、平成27年3月31日までの間、従前から採用している改正前の就労支援事業会計処理基準を引き続き適用することとしても差し支えありません。

(新社会福祉法人会計基準と並びの取扱いとなっております。)

3. 平成23年度までに、就労支援事業会計処理基準を適用している社会福祉法人以外の法人で、改正後の就労支援事業会計基準により難い事業所にあっては、平成27年3月31日以前に開始する事業年度の間、改正前の就労支援事業会計処理基準を引き続き適用することとしても差し支えありません。

4. 平成24年度において、就労支援事業会計基準の改正日までに就労支援事業を開始した社会福祉法人以外の法人で、改正後の就労支援事業会計基準により難い事業所にあっては、平成27年3月31日以前に開始する事業年度までの間、改正前の就労支援事業会計基準を適用することとしても差し支えありません。

3. 就労支援事業会計処理基準の改正概要について。

( 答 )

就労支援事業会計処理基準の主な改正概要（ポイント）は、次のとおりとなっております。

(1) 改正した就労支援事業会計処理基準の対象となる事業所のうち、就労支援事業のいずれかのみを実施する指定事業所等（多機能型事業所等を除く）においては、就労支援事業に関する経理を区分し、多機能型事業所等においては、各指定事業所等毎に経理を区分し、並びに各就労支援事業毎にサービス区分を設けるものとします。

(2) 従前の就労支援事業会計処理基準において、社会福祉法人以外の法人は、就労支援事業を他の事業と区分し、就労支援事業会計基準の考え方に基づき、原則として、

- ・資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書(損益計算書、正味財産増減計算書等を含む。)
- ・貸借対照表

を作成することとなっており、なお、これらのうち、資金収支計算書又は事業活動収支計算書、及び貸借対照表を省略することができ、同様に、資金収支決算内訳表又は事業活動収支内訳表、及び貸借対照内訳表を省略できることとなっておりました。

今回の改正では、この内容をより明確化する観点から、社会福祉法人以外の法人においては、就労支援事業事業活動計算書及び就労支援事業事業活動内訳表を作成するものとし（就労支援事業損益計算書、就労支援事業正味財産増減計算書等を含む）、資金収支明細書及び貸借対照表の作成は不要としております。

(3) 従前の就労支援事業製造原価明細表、販売費及び一般管理費明細表の名称について、新社会福祉法人会計基準の名称に並びを取り、

それぞれ「就労支援事業製造原価明細書」、「就労支援事業販管費明細書」と名称変更しております。

(また、関連して販売費及び一般管理費の名称も「販管費」と統一して名称変更しております。)

- (4) 就労支援事業製造明細書及び就労支援事業販管費明細書については、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合においては、作業種別ごとの区分を省略することができます。なお、この場合において、就労支援事業別事業活動明細書作成の際には、作業種別ごとの区分は必要ありません。  
(多機能型事業所の場合も同様の取扱いです)

4. 就労支援事業明細書について。

( 答 )

就労支援事業会計処理基準の改正概要のうち、就労支援事業明細書については、次のとおりとなっております。

- (1) 各サービス区分毎に定める就労支援事業について、就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下（多機能型事業所の場合は、各就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下）であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合においては、就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書の作成に替えて、就労支援事業明細書を作成すれば足りる取扱いとなります。
- (2) また、この場合において、事業活動計算書上は「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成するものとし、また、「就労支援事業別事業活動明細書」を作成の際には、同明細書上の「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成するものとなります。
- (3) さらに、就労支援事業別明細書の作成において、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合においては、作業種別ごとの区分を省略することも可能です。

5. 一般の民間法人が就労支援事業を実施する場合には、具体的にどのような会計処理が必要となるのか。

( 答 )

1. 一般の民間法人が就労支援事業を実施する場合にあっても、るべき会計の基準としては、企業会計原則と認識しています。
2. しかしながら、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(以下「指定障害福祉サービス基準」という。)において、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、それぞれの指定障害福祉サービス事業の会計をその他の事業の会計と区分すべきことが定められているところです。
3. このため、「就労支援の事業の会計処理の基準」においても、就労支援事業を他の事業と区分して経理することを要請するとともに、就労支援事業事業活動計算書(就労支援事業損益計算書、就労支援事業正味財産増減計算書等を含む。)を作成し、適宜の勘定科目をもって会計処理を行うとともに、就労支援事業製造原価明細書、就労支援事業販管費明細書についても作成することとし、採用している会計の基準に合わせてその一部を省略できることとしているところです。
4. したがって、具体的には、「指定障害福祉サービス基準」に基づく利用料(訓練等給付)に係る会計と「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づく就労支援事業に係る会計を、他の事業と区分した一つのセグメントとして取り扱い、所要の計算書類等を作成することになります。
5. なお、一般の民間法人が就労支援事業を実施する場合に作成する就労支援事業損益計算書の具体的な様式例は次のとおりです。

【 様式例 】

就労支援事業損益計算書

自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

	合計	就労支援 事業等 以外の事業	生活介護 事業	就労支援 事業
I 売 上 高				
· · · · ·				
合 計				
II 売 上 原 価				
売上総利益				
III 販売費及び一般管理費				
営業利益				
IV 営業外収益				
V 営業外費用				
経常利益				

6. 上記の就労支援事業について、就労支援事業別損益明細書を作成することになります。なお、就労支援事業別損益明細書では就労支援事業のみが対象となりますので、売上高は就労支援事業収益、売上原価は就労支援事業販売原価、販売費及び一般管理費は就労支援事業販管費となります。

【 様式例 】

就労支援事業別損益明細書

自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

	合計	A事業所								
		就労移行 支援			就労継続 支援A型			就労継続 支援B型		
		小計	○○ 作業	△△ 作業	小計	○○ 作業	△△ 作業	小計	○○ 作業	△△ 作業
I 就労支援事業収益										
就労支援事業収益合計										
II 就労支援事業販売原価										
期首製品(商品)棚卸高										
当期就労支援事業製造原価当										
期就労支援事業仕入高										
合　　計										
期末製品(商品)棚卸高										
差　　引										
就労支援事業総利益										
III 就労支援事業販管費										
就労支援事業利益										

7. さらに、当期就労支援事業製造原価、販売費及び一般管理費については、「就労支援の事業の会計処理の基準」でお示ししている就労支援事業製造原価明細書、就労支援事業販管費明細書を作成することになります。

6. 医療法人が就労支援事業を実施する場合には、具体的にどのような会計処理が必要となるのか。

( 答 )

1. 医療法人が就労支援事業を実施する場合にあっても、よるべき会計の基準としては、病院会計準則と認識しています。
2. しかしながら、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(以下「指定障害福祉サービス基準」という。)において、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、それぞれの指定障害福祉サービス事業の会計をその他の事業の会計と区分するべきことが定められているところです。
3. このため、「就労支援の事業の会計処理の基準」においても、就労支援事業を他の事業と区分して経理することを要請するとともに、就労支援事業事業活動計算書（就労支援事業損益計算書、就労支援事業正味財産増減計算書等を含む。）を作成し、適宜の勘定科目をもって会計処理を行うとともに、就労支援事業製造原価明細書、就労支援事業販管費明細書についても作成することとし、採用している会計の基準に合わせてその一部を省略できることとしています。
4. したがって、具体的には、「指定障害福祉サービス基準」に基づく利用料（訓練等給付）に係る会計と「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づく就労支援事業に係る会計を、他の事業と区分した一つのセグメントとして取り扱い、所要の計算書類等を作成することになります。
5. なお、医療法人が就労支援事業を実施する場合に病院会計準則に基づき作成する就労支援事業損益計算書の具体的な様式例は次のとおりです。

【 様式例 】

就労支援事業損益計算書

自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

	合計	就労支援 事業等以 外の事業	生活介護 事業	就労支援 事業
<b>【医業損益計算書】</b> I 医業収益 1 入院診療収益 2 室料差額収益 3 外来診療収益 4 その他の医業収益 訓練等給付費収益 就労支援事業収益 5 保険査定減 医業収益合計 II 医業費用 1 給与費 常勤職員給与 医師給 看護職員給 医療技術員給 事務員給 技能労務員給 支援相談員給 非常勤職員給与 退職給与引当金繰入 法定福利費 2 材料費 医薬品費 給食用材料費 診療材料費 医療消耗器具備品費 3 経費 福利厚生費 旅費交通費 職員被服費 通信費				

消耗品費				
消耗器具備品費				
車両費				
会議費				
光熱水費				
修繕費				
賃借料				
保険料				
交際費				
諸会費				
租税公課				
徴収不能損失				
雜費				
4 委託費				
委託費				
5 研修費				
研究材料費				
謝金				
図書費				
旅費交通費				
研修雜費				
6 減価償却費				
建物減価償却費				
建物附属設備減価償却費				
構築物減価償却費				
医療用器具備品減価償却費				
車両船舶減価償却費				
その他の器械備品減価償却費				
その他の有形固定資産減価償却費				
無形固定資産減価償却費				
7 本部費				
8 役員報酬				
9 就労支援事業費				
医業費用合計				
医業利益				
【経常損益計算】				
Ⅲ 医業外収益				
受取利息配当金				
有価証券売却益				

患者外給食収益				
その他の医業外収益				
医業外収益合計				
IV 医業外費用				
支払利息				
有価証券売却損				
患者外給食用材料費				
診療費減免				
貸倒損失				
雑損失				
医業外費用合計				
経常利益				
【純損益計算】				
V 特別利益				
固定資産売却益				
補助金・負担金				
その他の特別損失				
特別利益合計				
VI 特別損失				
固定資産売却損				
その他の特別損失合計				
特別損失合計				
税引前当期純利益				

6. 上記の就労支援事業収益及び就労支援事業費について、就労支援事業別損益明細書を作成することになります。

【 様式例 】

就労支援事業別損益明細書

自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

	合計	A 事業所									
		就労移行 支援			就労継続 支援 A 型			就労継続 支援 B 型			
		小計	○○ 作業	△△ 作業	小計	○○ 作業	△△ 作業	小計	○○ 作業	△△ 作業	
I 就労支援事業収益											
就労支援事業収益合計											
II 就労支援事業費											
1 就労支援事業販売原価											
期首製品(商品)棚卸高											
当期就労支援事業製造原価											
当期製品(商品)仕入高											
合　　計											
期末製品(商品)棚卸高											
差　　引											
2 就労支援事業販管費											
就労支援事業費合計											
就労支援事業利益											

7. さらに、当期就労支援事業製造原価、就労支援事業販管費については、「就労支援の事業の会計処理の基準」でお示ししている就労支援事業製造原価明細書、就労支援事業販管費明細書を作成することになります。

7. NPO法人が就労支援事業を実施する場合には、具体的にどのような会計処理が必要となるのか。

( 答 )

1. NPO法人が就労支援事業を実施する場合にあっては、よるべき会計の基準としては、NPO法人会計基準、特定非営利法人の会計の手引き（内閣府国民生活局）などが考えられます。
2. しかしながら、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「指定障害福祉サービス基準」という。）において、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、それぞれの指定障害福祉サービス事業の会計をその他の事業の会計と区分するべきことが定められています。
3. このため、「就労支援の事業の会計処理の基準」においても、就労支援事業を他の事業と区分して経理することを要請するとともに、就労支援事業事業活動計算書（就労支援事業損益計算書、就労支援事業正味財産増減計算書等を含む。）を作成し、適宜の勘定科目をもって会計処理を行うとともに、就労支援事業製造原価明細書、就労支援事業販管費明細書についても作成することとし、採用している会計の基準に合わせてその一部を省略できることとしているところです。
4. したがって、具体的には、「指定障害福祉サービス基準」に基づく利用料（訓練等給付）に係る会計と「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づく就労支援事業に係る会計を、他の事業と区分した一つのセグメントとして取り扱い、所要の計算書類等を作成することになります。
5. なお、NPO法人が就労支援事業を実施する場合に作成する就労支援事業事業活動計算書の具体的な様式例は次のとおりです。

【 様式例 】

就労支援事業事業活動計算書

自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

	就労支援 事業	就労支援事 業等以外の 事業	生活介護 事業	合計
I 経常収益				
1. 受取会費 正会員受取会費				
2. 受取寄付金 受取寄付金 施設等受入評価益				
3. 受取助成金等 受取民間助成金				
4. 事業収益 訓練等給付費収益 就労支援事業収益				
5. その他収益 受取利息 雑収益				
経常収益計				
II 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費				
人件費計				
(2) その他経費 就労支援事業費 会議費				

旅費交通費				
施設等評価費用				
減価償却費				
支払利息				
その他経費計				
<b>2. 管理費</b>				
(1) 人件費				
役員報酬				
給料手当				
法定福利費				
退職給付費用				
福祉厚生費				
人件費計				
(2) その他経費				
会議費				
旅費交通費				
減価償却費				
支払利息				
その他経費計				
<b>管理費計</b>				
<b>経常費用計</b>				
<b>当期経常増減額</b>				
<b>III 経常外収益</b>				
1. 固定資産売却益				
経常外収益計				
<b>IV 経常外費用</b>				
1. 過年度損益修正損				
経常外費用計				
経理区分振替額				
当期正味財産増減額				
前期繰越正味財産額				
次期繰越正味財産				

6. 上記の就労支援事業収益及び就労支援事業費について、就労支援事業別事業活動明細書を作成することになります。

【 様式例 】

就労支援事業別事業活動明細書

自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

	合計	A 事業所								
		就労移行 支援			就労継続 支援 A型			就労継続 支援 B型		
		小計	○○ 作業	△△ 作業	小計	○○ 作業	△△ 作業	小計	○○ 作業	△△ 作業
I 就労支援事業収益										
就労支援事業収益合計										
II 就労支援事業費										
1 就労支援事業販売原価										
期首製品(商品)棚卸高										
当期就労支援事業製造原価										
当期製品(商品)仕入高										
合　　計										
期末製品(商品)棚卸高										
差　　引										
2 就労支援事業販管費										
就労支援事業費合計										
就労支援事業増減額										

7. さらに、当期就労支援事業製造原価、就労支援事業販管費については、「就労支援の事業の会計処理の基準」でお示ししている就労支援事業製造原価明細書、就労支援事業販管費明細書を作成することになります。

8. 公益法人が就労支援事業を実施する場合には、具体的にどのような会計処理が必要となるのか。

( 答 )

1. 公益社団法人・公益財団法人及び特例民法法人（以下「公益法人」という。）が就労支援事業を実施する場合にあっても、よるべき会計の基準としては、公益法人会計基準と認識しています。また、一般社団法人・一般財団法人においても、公益法人会計基準を採用している場合も同様です。
2. しかしながら、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「指定障害福祉サービス基準」という。）において、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、それぞれの指定障害福祉サービス事業の会計をその他の事業の会計と区分すべきことが定められているところです。
3. このため、「就労支援の事業の会計処理の基準」においても、就労支援事業を他の事業と区分して経理することを要請するとともに、就労支援事業事業活動計算書（就労支援事業損益計算書、就労支援事業正味財産増減計算書等を含む。）を作成し、適宜の勘定科目をもって会計処理を行うとともに、就労支援事業製造原価明細書、就労支援事業販管費明細書についても作成することとしています。
4. したがって、具体的には、「指定障害福祉サービス基準」に基づく利用料（訓練等給付）に係る会計と「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づく就労支援事業に係る会計を、他の事業と区分した一つのセグメントとして取り扱い、所要の計算書類等を作成することになります。
5. なお、公益法人が就労支援事業を実施する場合に作成する就労支援事業正味財産増減計算書の具体的な様式例は次のとおりです。

【 様式例 】

就労支援事業正味財産増減計算書

自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

	合計	就労支援事業等以外の事業	就労支援事業
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
・・・・・			
特定資産運用益			
・・・・・			
受取会費			
・・・・・			
事業収益			
・・・・・			
訓練等給付費収益			
就労支援事業収益			
受取補助金等			
・・・・・			
受取負担金			
・・・・・			
受取寄付金			
・・・・・			
経常収益計			
(2) 経常費用			
事業費			
給与手当			
臨時雇賃金			
退職給付費用			
就労支援事業費			
・・・・・			
管理費			
役員報酬			
給与手当			
退職給付費用			
・・・・・			

経常費用計		
評価損益等調整前当期経常増減額		
基本財産評価損益等		
特定資産評価損益等		
投資有価証券評価損益等		
評価損益等計		
当期経常増減額		
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
固定資産売却益		
・・・		
経常外収益計		
(2) 経常外費用		
固定資産売却損		
・・・		
経常外費用計		
当期経常外増減額		
当期一般正味財産増減額		
一般正味財産期首残高		
一般正味財産期末残高		
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金等		
・・・		
一般正味財産への振替額		
・・・		
当期指定正味財産増減額		
指定正味財産期首残高		
指定正味財産期末残高		
III 正味財産期末残高		

6. 上記の就労支援事業収益及び就労支援事業費について、就労支援事業別正味財産増減内訳表を作成することになります。

【 様式例 】

就労支援事業別正味財産増減明細書

自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

	合計	A事業所								
		就労移行 支援			就労継続 支援A型			就労継続 支援B型		
		小計	○○ 作業	△△ 作業	小計	○○ 作業	△△ 作業	小計	○○ 作業	△△ 作業
I 就労支援事業収益										
就労支援事業収益合計										
II 就労支援事業費										
1 就労支援事業販売原価										
期首製品(商品)棚卸高										
当期就労支援事業製造原価										
当期就労支援事業仕入高										
合　　計										
期末製品(商品)棚卸高										
差　　引										
2 就労支援事業販管費										
就労支援事業費合計										
就労支援事業増減額										

7. さらに、当期就労支援事業製造原価、就労支援事業販管費については、「就労支援の事業の会計処理の基準」でお示ししている就労支援事業製造原価明細書、就労支援事業販管費明細書を作成することになります。

9. 利用者賃金と利用者工賃との違いは何か。

( 答 )

1. 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」において、就労継続支援A型を実施する場合には、利用者と雇用契約を締結することとされており、雇用契約を締結した利用者には、賃金を支払うこととされています。
2. また、雇用契約を締結しない利用者に対しては、工賃を支払うこととされており、その際、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額」を工賃として支払うこととされており、利用者に対する賃金はこの「生産活動に係る事業に必要な経費」に含まれることとなります。
3. 以上のように、利用者に対する賃金と工賃には、明確な違いが存在し、かつ、「就労支援の事業の会計処理の基準」においては重要な経費であって、職業指導員等に対する給与とは区分して把握する必要があることから、それぞれ「利用者賃金」、「利用者工賃」として経費科目を設けることとしたものです。

10. 受注活動費とは何か。

( 答 )

1. 受注活動費とは、発注を受ける等の注文を取るために行われる活動に要する経費を経理するための勘定科目であって、本基準にお示している様式には、製造原価に参入するべきものと販売費に参入するべきものを計上しているところです。

2. 製造原価に参入するべき受注活動費とは、製造所で受けた特定の製造品の注文に係る経費や、特定の製造品の注文内容の確認等に要する経費など、特定の製造品に転嫁すべき経費が想定されます。
3. 販売費に参入される受注活動費とは、それ以外の、いわゆる一般的な受注に係る経費となります。

11. 内部外注加工費とは何か。

( 答 )

1. 内部外注加工費とは、製造工程の中で外注加工に発注する際、自己の法人の外部の業者に発注するのではなく、同一法人内の他の会計に外注加工を発注した際の、外注加工費をいいます。
2. 具体的には、就労支援事業を複数実施している法人において、他の経理で区分している他の事業所等、他のサービス区分である他の就労支援事業へ外注加工を依頼した場合に、これを単なる経費として処理するのではなく、法人内部といえども加工の発注・受注として経理することとなるのです。
3. これにより、より正確な発注・受注量及び業務量を把握することができ、正確な製造原価の管理等を行うことができるのです。

12. 製造を行っている事業所においては、利用者は製造と販売の両方に関わっていることが多く、製造原価と販売費との按分が難しい。

( 答 )

1. 合理的かつ効率的な事業運営と、適切な会計処理を行うためには、

如何なる会計の基準による会計処理であっても、直接経費、間接経費及び共通経費については、それぞれ正確に認識されなければならないものです。

2. したがって、製造と販売の両方に関わる利用者に対する賃金・工賃についても、直接経費である「製造原価」と間接経費である「販売費」として、合理的な基準によって正確に測定されなければなりません。

13. 「引当金」の対象は何か。

( 答 )

1. 引当金とは、一般的に、

- ① 将来の費用又は損失に備えるためのものであって、
- ② その費用又は損失の発生が、当該事業年度以前の事象に起因し、
- ③ その費用又は損失の発生の可能性が高く、
- ④ その費用又は損失の金額を合理的に見積もることのできる場合に限り、当該事業年度の負担に属する部分を「引当金」として費用計上することとされています。

2. また、平成23年7月発出の新社会福祉法人会計基準により、社会福祉法人が運営する就労支援事業における引当金については、「徴収不能引当金」、「賞与引当金」、「退職給付引当金」に限定していることや、就労支援事業が公的な事業であることも勘案し、社会福祉法人以外の法人においても社会福祉法人と同様、引当金については、「徴収不能引当金」、「賞与引当金」「退職給付引当金」に限定しております。

14. 平均工賃の意味と、積立額の上限の考え方如何。

( 答 )

1. 今回お示しした「工賃変動積立金」と「設備等整備積立金」を積み立てる場合の「過去3年間の平均工賃」については、それぞれの事業において利用者に支払った工賃の年間総額の過去3年間の平均値としています。
2. また、それぞれの積立金の各年度の積立額の上限としては、就労支援事業に要請されている「利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するための工賃水準の向上」に資するため、あまり多額にならないように配慮しつつ、それぞれの積立金が、将来にわたり工賃を安定的な支給、又は安定的かつ円滑な就労支援事業の継続を目的としていることから、ある程度の柔軟性・弾力性を考慮し、
  - ・工賃変動積立金については、工賃の年間総額の過去3年間の平均値の10%以内
  - ・設備等整備積立金については、当該年度の就労支援事業による収入の10%以内としたところです。
3. 一方、それぞれの積立金の上限額については、
  - (1) 工賃変動積立金については、積立時と取り崩し時では、利用者が変わっている可能性が高いことから、各年度の積立上限額の5年分
  - (2) 設備等整備積立金については、事業開始時において自己資金1/4と国庫補助3/4によって設備等を取得しており、自己資金分については減価償却により、内部留保が存在するものの、国庫補助相当分は何らの手当がないことから、取得価格の3/4をそれぞれ上限としているものです。

15. これらの積立金が相互に流用できないのは何故か。

( 答 )

1. 就労支援事業については、授産施設会計基準当時から、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するための工賃水準の向上に資するために行われている事業であって、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならぬこととされていることから、原則として剰余金は発生せず、事業活動計算書における「サービス活動増減差額」は、年度末における未払金等の経過的に発生するものを除き、生じないこととされているところです。
2. しかしながら、就労支援事業においては、工賃水準の保障や安定的かつ円滑な事業の継続のためには、一定の条件の下での特定の目的のための積立金は必要であることから、特定の目的を定めた積立金（目的積立金）について認めることとしているものです。
3. 一方、あらゆる会計の基準においては、民間企業の未処分利益とは異なり、引当金、準備金及び目的積立金など、特定の目的のために行われる内部留保については、恣意的会計・粉飾会計の排除の観点から目的外の使用を厳に禁止するという会計公準としての大原則に従い、繰入・積立の基準を厳に設け、目的外の使用を許さないこととしているところであり、また、社会福祉事業が公益性の極めて高い事業であることも考慮し、「就労支援の事業の会計処理の基準」についても、積立の基準を厳に設け、目的外への費消を前提とした流用を許さないこととしているところです。
4. ただし、各月の自立支援給付費収入の受取時期が、請求及びその審査等に一定の時間を要し、事業の実施時期から見て2ヶ月以上遅延する場合が想定され、今後の事業の実施に重大な影響があることから、

積立金の一部を、費消を前提としない一時繰替使用については、認めることとしたところです。

16. この2つの積立金以外には、積立金の計上はできないのか。

( 答 )

1. 就労支援事業については、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するための工賃水準の向上に資するために行われている事業であって、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならぬこととされていることから、積立金の目的が、このような事業の性格・目的に適うものでなければならぬことが前提であつて、利用者工賃又は利用者賃金の引き上げやこれらの安定的な支給が担保されるための例外的なことであり、民間企業のような未処分利益を計上することはできないところです。

17. 積立金及び積立資産の積み立ては、いつの時点で積み立てるのか。

( 答 )

1. 就労支援事業を実施する各法人は、各種の法令によって、事業年度の終了の日からいつまでに決算を行う必要があるかを規定されているところであり、その時までに、理事会等によって積立金の積立が議決されるところです。

2. しかしながら、理事会等の議決に基づいて積み立てられる積立金及び積立資産は、決算を行った当該事業年度のものであり、当該事業年度の最終日に積み立てられたことと取り扱われることになります。